

厚生文教常任委員会

令和5年7月13日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年7月13日(木) 午後4時10分 開会
午後5時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 奥本佳史
副委員長 谷原一安
委員 柴田三乃
" 坂本剛司
" 杉本訓規
" 西井 覚
" 藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 梨本洪珪
議員 西川善浩
" 横井晶行
" 吉村 始
" 松林謙司
" 川村優子
" 増田順弘
" 下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 東 錦也
教育長 椿本剛也
総務部長 林本裕明
教育部長 井上理恵
教育部理事 葛本章子
教育総務課長 葛本康彦
学校教育課長 西川直孝

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第58号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事）

調査案件（所管事項の調査）

（1）就学前児童の保育と教育に関する事項について

開 会 午後4時10分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、お疲れさまでございます。午前中に引き続き、白鳳中学校の南棟の件で新規の契約議決の話合いになりますので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

委員外議員の出席を紹介します。下村議員、増田議員、川村議員、松林議員、吉村議員、西川議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第58号、工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第58号、工事請負契約の変更契約の締結につきましてご説明申し上げます。本案につきましては、葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事を昨年12月20日に契約議決をいただき、現在その工事を進めておりますが、改修において、設計を上回る補修の必要が生じたため、変更契約の締結の議決をお願いするものでございます。契約金額を当初金額の3億8,293万2,000円に3,494万7,000円を追加し、4億1,787万9,000円に、また竣工期日を令和5年10月10日から令和5年12月26日に変更いたすものでございます。

なお、契約の相手方につきましては、株式会社米杉建設でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 請負契約で、結局、増加分が補正予算の金額と一緒になると。これ、契約するのに、相手方と値段とか交渉をどのようにされたのかな。通常、新たにすることは入札するけれども、これはそのままでするんやったら、積算した金額をそのまま払うという、見た感じではそうなると思うねんな。積算自体が、本来は積算金額を出して、その金額で入札して、それよりも最低価格を決めて、その分が最低価格やと。それで合うところの業者に落ちる。これやったら予算、積算した金額そのままやん。そのままということやったら、積算はどのようにさ

れたのか。または3,494万7,000円の予算を見ているけども、業者に何ぼかまけてなんていう話はされたのかどうか、その辺について教えてもらいたい。

奥本委員長 葛本教育総務課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算で上げた金額と同額ということですのでけれども、今回補正予算、すぐにまた契約の締結ということで、まず積算につきましては、これは公共工事の積算基準に基づいて、設計のほうで積算をさせていただいて、その算出額の当初設計に対して増加する金額に対しまして、請負率を掛けさせていただいた金額を補正予算として計上させていただいております。ですので、今回の契約額というのは、積算させていただいた金額に対して、既に請負率を掛けさせていただいた額ということでございます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 請負率で率を合わせているというのは積算から分かるねけど、この契約をするときに、何ぼかまけてもらえるかという話はされたんかということ先ほども質問してんねんけどな。もともと3億8,000万円の工事の続きにやっってもらうから、いろんな資材を運んだり、いろんなことが合理化できるやん。業者にしたら。ついで作業として。工期自体が2か月ちょっと延びると。学校の問題やから、できるだけ早く終わってほしい。そやから、そんなのも含めたら、予算そのままというよりも、やはり積算率であれや言うけど、もうちょっと交渉の余地があったんかどうか。やはり市民の税金やから、できるだけ業者にも交渉してもらって。ほんでこれで認めるという形で議会で認めたかて、この件自体、随意契約みたいなもんやんか、はっきり言うて。その業者の続きやから、その業者にということやろ。その辺でどないか考えてもらわれへんかという交渉をしたように見えないこと自体が、どのようにされたんかと質問してんねけどな。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

もちろん金額というよりは交渉、増加する金額というよりは、増加する内容とかについては交渉をさせていただいております。微細な中で、事業者にご負担願える分についてはさせていただいておりますけども、ここに提示させていただいておりますのは、大きく金額が変更となってくる部分につきましては、これを事業者負担を求めるとはできませんので、増加のお願いをさせていただくものでございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 もう言いつ放しやな。ほんで3億8,000万円ほどでとりあえず最初のあれで10か月で、3,500万円弱の工事が増えるがために2か月以上遅れるというのは、その辺の理屈もな。できることやったら学校施設やから、できるだけ生徒にも負担にならないようにというのが、その辺の竣工期日自体も2か月と2週間ほど延びているということ自体、何も交渉に当たってない我々から見たら、何にもこちらの言うことを聞いてなくて、業者の言いなりになっているのではないかなというふうに見えてしまう。総額からいって、1割弱のやつが増えるだけで、2か月2週間ほど延びるといのは。やはりその辺からいっても、どのような交渉を

されたのかどうか、非常に不安な交渉に感じるわけですけど。その辺の期日も含めてどのような交渉をされたか。言いつ放しやねんな。

奥本委員長 聞いてみましょうか。これは3回目ですけども、確認を求めます。工期が延びたことに対してのこの辺の話合いの経緯というのは、お示しいただけますか。

葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

委員がおっしゃるとおりで、学校のほうの負担というのは出てまいりますので、もちろん工期に関しましても、交渉というよりは、まず工期の延長がどれぐらい必要かというところで交渉はさせていただきまして、今12月26日まで少し長い期間を取らせていただいておりますのが、1つは1階の部分で、部分的にですけどまだ未確認の部分がある。そこで何か出てきたときに再度工期を延長させていただくよりは、学校にもある程度、ここまでに終わりますということを示す必要がありますので、今この工期は、必ずこの工期までには終わっていただく中で、極力早い時期に工事を終えていただけるようにという依頼は常にさせていただいております。

以上でございます。

奥本委員長 要は最大限の延長がこの期日ということですね。

ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この変更契約そのものについては、6月議会でのこの工事を進められる中で、予期せぬことが起こったということで聞いておりましたので、流れについては十分理解をしているところです。やらなければならないのも、これは当然のことで、理事者側も議員もそれは同じ思いであろうかと思いますが、私は違った部分からお尋ねするんですけど、きちっとやらなあかんと思うんですよ。今、課長の話にもあったように、まだ未確認の部分があって、まだ変更せんなん部分があり得るかもわからんといった中で、何でこのタイミングでこの変更契約の議決というものを出されたのかというのは、私にはなぜかなという部分があります。

これから質問させていただくんですけども、請負金額については、市ということは1億5,000万円以上が、議会の議決をまず当初にしなければならないというのはありますよね。ただし、どんな工事でもやっていたらやっぱり変更というのはあり得るじゃないですか。そんな中で、変更する場合はというところがあるけども、著しい変更でない限りは議会の議決を経ないで、目的を達成していただくと。確かに金額が変わってくるから、これはこれの手続を踏んでもらわなあかんけども、契約そのものに対する変更契約の議決ということになってくるときに、葛城市の場合、著しい変更がない場合はそれをしなくてもよいとか、そんな決まりはないのかなと。ないというのであれば、よそはどうやっているのかな。例えば県とか、よその市はととかですね。私が見ていると、10%以内の変更金額の場合は、議会の議決を必要としないとかいう事例もありますし、葛城市にはそういうのはないのかな。なぜそういうことを言うかということ、また出てきたらまたやらなあかんということになるわけですよ。だから、きちっとした金額を議会に出してもらって、増加分、約3,400万円増える。ま

た増えるとなっていったら、ややこしいことになるわけですが、何度も変更契約議決をしないで、合理的に、この中学校の長寿命化という大事なことをきちっとするのであれば、このタイミングでというのが私は不思議でならないですよ。そういった中の、市と議会との関係ということになるけども、市はやらんなあかん、議会の承認を得なあかん。しかし、その著しい変更に値するのかどうかというようなものが、どういう考え方で出されたのか、ここをお尋ねしたいというふうに思います。これは部署よりも理事者になるのかな。それとも契約関係の方になるのか。違った見地からになりますけども、よろしくをお願いします。

奥本委員長 林本総務部長。

林本総務部長 藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市においては、藤井本委員がおっしゃるように、例えば契約金額の1割以内であれば、仮にそういった契約、議会の議決とかそういったものを経なくてもいいというような文言は現時点でありません。ですので、あくまでもこれは本契約が1億5,000万円以上の工事請負契約でございますので、変更するのが幾らであっても、議会の議決を経なければならないというふうに解釈しております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから議会をほっといてくださいと言っているんじゃないのよね。何回もそれをするんですかということを行っている。合理的にいこうと思ったら、工事をやったらまた出てきました。これ、最大限ということは12月まで2か月延ばすわけですよ。やっているうちにまた出てきました。また出てきました。例えば2回増えたとすれば、そしたら2回変更の議決をするわけですか。それがきちっと工事を進めていく中での地方自治のやり方なのか。そこに戻ってしまうんだけど、ここをどうお考えなのか確かめておきたいと思います。

もう一つ、ほかの工事も、これは学校の工事で見つかったからあるんだけど、ほかの工事だっているいろいろ出てくると思いますよ。そのたびに議会に報告しないと駄目ですよ。してもらわないいけないけども、ただ、そのたびに細かいのを今までどうやってきたのか。細かいのというのは、どこから細かいのという基準を定めてないということやけど、著しい変更でない場合、どうやってきたのかというところら辺も教えていただけたら、教えていただきたいです。

奥本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

今おっしゃった案件、いろんな案件のケースがあるんですけども、今回議決をいただく運びになりましたのは、あくまでもこの請負金額の元契約、こちらが1億5,000万円以上ということでもあります。それがもし1億5,000万円未満の分であれば、それは恐らくそういう契約変更の際は、議会の議決を経ませんので、速やかに、例えば執行残額があったりとか、そういったものを活用して契約変更して進めていくという形になるのかなというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そしたら、この機会にほかの市町村とかを見てもらうなり、国なり県のガイドライン的なものがあるんでしょう。そこらを見てもらって、私はきちっとしてほしいから、今変更契約をするけど、まだ出るかもわかりませんと言っているわけですね。どっちがきちっとしているのという話やからな。林本部長、分かってくれます。そうでしょう。やっているうちに、まだ出るか分かりませんと課長が言うてはる。その中で今、変更契約をする。ここをもう少し合理的にするというのが、葛城市には定められてないねんから、だから1億5,000万円以上の分については全部こうやっていますというお答えしかそれはできないのかもわからないけども、それが先ほど西井委員がおっしゃるように、きつとこういうことをやっていることによって、業者との関係とか、交渉はせなあかんけども、子どもたちにも影響は必ず行っていると思う。そこをもう少し、もう少しより、変えるところは変えていただいて、やってもらわないと。工事してまして、また出てきましてん。はい変更契約の議決です。するというんでしょう。これちょっと考えてくださいよ。

以上です。

奥本委員長 言いつ放しでよろしいですか。今すぐ回答がないとしても、検討してくださいというとなので、そしたら検討を願います。

先ほど2回目の質問のところ、今までどうやったかというところに関してのお答えがなかったんで、そこだけ。今と同じ形でやってきたんやったらそれでもいいですし、そこだけ回答をいただけますか。

林本部長。

林本総務部長 私が申し上げていますのは、今回、例規上はこの議決案件に関して、今おっしゃっている契約金額が1億5,000万円で、それを変更するに当たっては、必ず議会の議決を経なければならないと。それ未満の工事については、そもそも議会の議決を経なくてもできるので、それは過去にはそういう形で、たまたま今回は議決案件だということがありますので、こういう形のプロセスを踏ませていただいているということになるのかなというふうに思っております。通常であれば、それは議決案件でなければ、当然そういうふうなこともあったのかなというふうに感じております。

あと、補足でございますけども、あくまでも他市町村では、そういう1割以内であれば、仮に議決案件であっても、議会の議決を経なくても変更契約云々というただし書はあるんですけれども、先ほども申しましたように葛城市はそれは定めておりません。その1割以内も、その金額は幾らかとかいう明記は確かガイドラインになかったかと思うんですが、ガイドラインについては、1億5,000万円が契約議決なので、1割なので1,500万円というのがたしかガイドラインでよく言われていたというふうに記憶はしております。私も今、手元に詳細な資料がないので、ですので、今回は金額も大きいですので、やはりそういうことも踏まえて契約議決をさせていただいているという次第でございます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員がおっしゃるように、合理的にやる方法というところから、そういう何%以

内となるのかどうか分かりませんが、他市の例をまず調べながら、それがどういう根拠に基づいてされているかということも踏まえて、調べておいていただいているか。最終的にそれがいい方法であれば、葛城市のほうでそれをどこまで取り入れることができるかということまで踏まえてやらないと、この問題は宙ぶらりんのまま終わってしまうので、そこだけは引き続き調べておいていただけるようお願いしておきます。

ほかに。

西井委員。

西井委員 これ、先ほどから答弁を聞いていたら、まだ出てくるかもわからへんと。それをまた同じ形にせんなんねんと。方法はほかにもあると思うわ、こんなん。分離して、新たな修復工事やとしたら別に構へんのやろ、理屈を言えば。分離して、新たに出てきた部分だけをまた修復工事として予算を上げたら。だからあまりにも。それで過去からいって、私の知る限りは、追加であって、こんなのなかったと思うわ、葛城市も。そやから先ほども言うているように、いろんなことを考えてやってもらっていると思うけども、工期が先ほど説明があったけど、いろんなことで延びても構へんという形で、できるだけ早くすると。それはそれで理解すんねけど、やはり先ほどから言っているように、この価格自体ももうちょっと説明のできるようにしてもらいたかったと。十分な交渉。ほんで新たにまだ出てくるかもわからへんというような答弁を聞いている限り、こんなのを議決するのに、まだ出てくるや分からへんという可能性があるのに、これでほんまにせんなん議決、どないやんと。本来はこれで決まって、もう出ませんねんというのを議決するんやったら、しやすい。その辺も含めて、まだ出てくるや分かりません、めくらな分かりませんねん、ほんで議決するって、そんな頼りない議決をしまりまんのかと市民から言われたら、市民に対して説明の仕方がない。もうあんまり言うてもあれやから。今後出てきたかて、もうちょっとほかの方法を十分考えてほしいと、もうそれだけで、要望だけでおいておきます。

奥本委員長 理事者のほうに確認を求めます。私も勉強不足で申し訳ない。今、西井委員のほうから分離する方法があるとおっしゃいましたが、これはいかがなんでしょうか。過去に奈良県立高校のほうで、工事を分離発注して問題になった事例というのを私は覚えているんですけども、理事者の見解として、こういう発注方式というのはどうなんでしょうか。あるいは議会がこれを求められるのかどうか、委員のほうの意見も聞きたいというところですけど。

西井委員 極端に言ったら、新たな事項が出てきたら随意契約という形でされているということはあります。いろんな土木でも。そやけど、そういうふうな随意契約でやるというのは、金額上限も決まっていると思うねんけどな。そやから、その辺も含めて、いろんな工夫を考えてもらってやるべきで、将来的にめくってしまったらまた出てくるかもわからへんというふうな、言うてみたら今話が出ているのはそういう議決やで。それやったら、ほかの一番いい方法は、専決処分という方法もある。専決までには十分、当委員会とか、また全員協議会とかに、こういう事態が起こりまして、こうですよとか、このようになりますねんという説明をしていってもらうのが当然やと。だから本来言えば、補修するのに、もう出てきませんというので予算が上がってきて、するのが当然やのに、まだ出てくる可能性があったら、ま

たお願いせんなんわからへんというのは、これは理解に苦しむというか、本来はこれだけばっちりですよという、市民にも、また生徒にも迷惑をかけませんよという形で上がってくるんやったら、なお分かんねけど、その辺、どのように。出てくるかもしれませんねんいうので、今議題が出てくること自体、何とも理解をしがたいと思っております。

奥本委員長 井上部長。

井上教育部長 丁寧に説明させていただければと思っております。

まず、今回いろんなことを考えた中で、1つは、私自身が、2年ほど前でしょうか、学童保育所の建設をさせていただきました。そのときの契約金額が2億6,000万円ほどだったと記憶しておりますが、それにつきまして、最後のほうにはなりましたけれども、追加変更契約、100万円以下でしたけれども、変更契約というところを議会に提出させていただいて、通していただいたというところが1つございます。その記憶の中には、当時、溝尾副市長がお答えをさせていただいておりますが、先ほど来、管財を担当します総務部長がお答えしていますとおりに、他市では10%というような金額の中で、スムーズに工事を進めているところもあるというお話もさせていただいた中で、やはりしっかりと金額のことは議会のほうで説明をして、認めていただいてからということにしてくださいというようなお話もそのときに頂戴したように私の記憶の中にはございます。そういったこともございまして、今回スムーズに進むという中の選択肢の1つとしては、委員のほうからおっしゃっていただいた専決という方法もあるにはあるんですけど、やはり金額が3,500万円近くございましたし、こちらのほうは議会にしっかりと提案させていただいて、内容も精査していただいてというところを思いましてのこの流れになっているところでございます。相手につきましても、金額の交渉というのは、私はしっかりとしていると認識をしております。今後のこと、今そしたら全くの仮定でこの金額を上げたのかということになるろうかと思うんですけども、せんだつての厚生文教常任委員会でもご説明させていただきましたとおりに、まず2階は全部めくらせていただいて、1階につきましても想定できるところはめぐりまして、そちらを金額で積み上げた部分になってございます。また、この金額も、監理業者がございまして、そちらの積算、そして私どものチェックというところと、あと請負率を掛けての分となっております。十分にきっちりとした進め方というところを考えまして、できればこの金額でいければというようなところもしっかりと精査をさせていただいて、上げさせていただいていると思いますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 今、部長に答弁してもうた児童館ですか。ひょうたん形の机だけを工事費の中に入れてという、あれかて議会では非常に問題になってんや。その机代が工事代に入っていたんかとか、いろんな意見が出てんやん。あれ自体が、議会としてはほんまに不信ながら、児童館のほうに入る、児童のためにということで、渋々、皆さん認められたと思うねん。その例があるよつてという考え方でこんなことを考えてもうたら、あのときに気持ちよく皆さん方が了解されたのと違って、腹の中ではいろいろ問題を噴き出されたと思うわ。その辺の問題を

噴き出されたこと自体が頭に入ってないのかどうかと、今の答弁からいったら、私からいったらそう言いたいと。そやから、こういうことにならないように。あの問題のときは机だけの話やったやん。これ、めくってしまっ、まだできるや分からへんというのは、まだ追加出さんや分からへん。ほんでまたこないなんねんと。そんな話やから、全然話の内容が違うと。もうこれ以上わーわー言うてもあれやから、今回のこれについてはとりあえず。要望することは、12月26日になった言うけど、できるだけ生徒にも迷惑をかけないようにお願いします。

奥本委員長 今、西井委員がおっしゃっているところは、いろんな方法を取れたんではないか。こういう方法を検討しました、最終的にこうなりましたというところの説明があればよかったかなという気がします。その辺り、最初のほうに言ってもらえればよかったかなという気はします。

話をぶり返すようですけども、私のさっきの疑問にどなたか答えてもらっていいですか。藤井本委員、いかがですか。分離発注の件で。

藤井本委員。

藤井本委員 議員間討議のようになるかわからないです。私は分離発注はすべきではないと思っています。分離発注をされると、議会は分からんようになりますので。先ほど井上教育部長のほうから子育てのときに、わざわざ出してこられた新庄の学童保育所、あれは建設、建築の契約の中に机も入れてしもうてんやね。それはやっぱり、そんなのは分離発注すべきかもわからないという話で、それもきちっとしとかなあかんということで、議会からもあったけども、そういう場合は分離発注してもええと思うけど。建設の中に机の分まで入れたからね。けども、今回の分は、やっぱり長寿命化の工事に関係することやから、分離発注はせんでええと思う。ついでに私が言っているのは、きちっとすべきで、きちっとした金額が出たときに出してきてと。そのためには方策があるやろということを言っているんですよ。議会を通さずにやったら駄目ですよ。だから分離発注をしてしまうと、申し訳ないけども、わからないようになるから、これはやめといたほうがいい。

奥本委員長 わかりました。ありがとうございます。

西井委員。

西井委員 分離発注せえという話は、何でも一括で入札してしまうから、市内の業者を活用することがなくなっているということもあんのや。やはり市内業者を育成するという必要性も。そやから、例えば工事をしていて、排水のU字溝を作るとかやったら、分けたら、地元業者を使えるやろ、極端に言うたら。そういう柔軟な考え方をせんかったら、市内の業者、何も言われてないけど、仕事が減っていつてんのや、現実を言ったら。そういう部分で市内の業者を育成するために、物事によったら分離発注をすることによって業者育成というのもできるという部分があるわけや。その辺も含めて分離発注とかいう話もしているわけや。やはり市内の大きい業者ばかりで、葛城市の市内の業者で、1,000万円未満とか、いろんな業者が仕事がないやんかと。職員は面倒くさいかしらんけど、そういうのも含めて、やはり考えていかんかったら、いざ災害が起こったときに地元の業者がいろんなことで協力してもらわなんこ

とを考えていかねばならないんじゃないかなと。先ほどの言っていた話とは違う部分はあるけど、それを腹の中で入れながら、分離発注も可ではないかと。市内業者もやっぱりある程度、行政として潤ってもらわねば、そういう災害やいろんなときに間に合わなくなるような形にはなりたくない。そんなことをいろいろ考えて、一発で入札したら一発で済む、楽やと。せやけど、そこで分けられるやつはできるだけ地元の業者にも仕事をやれるように、その中で競争原理は働くような形で、できれば分けられるやつを分けたり、いろんな工夫をしてほしいという思いで、分離発注という話をしましたけど。そういうこともやっぱり市内業者育成ということも考えねば、いざ災害のときに業者が横を向くということがないように、教育の部分だけと違って、いろんな部分で考えてほしいと。要望だけになりますけど、先ほど理由の説明と、そういうことも考えた中で入札とか、また工事発注を考えてほしいと要望しておきます。

奥本委員長 西井委員、市内業者の育成という側面から今ご意見をいただいたんですけども、教育委員会としてお願いしておきたいのは、今回そういう分離発注の可能性よりも安全性、同一の業者による高度な修復の手法を継続してやってもらえるという安全性を取ったわけでしょう。そういうところも踏まえて、ここにこういうふうに決まりましたという、その最初の経緯を説明してもらっていると、またそれは違う意見として、ほかのところでも話し合えることですので、今はあくまでもこういう形で、専決とかいう方法もいろいろありました。地元業者を使うという方法もあったけど、最終、こういう理由を重視してこうなりましたというところの最初の説明をもう少し丁寧にさせていただければよかったかなという気はします。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 聞いていて、よく分からなくなってきたんですけど、工期は2か月と2週間取られる。工期の内容は把握されているんですか。先ほど1階で何か出てきた場合と言わはったんですけども、ということは1階で何か出てきた場合の補修額もこの中に入っているんですか。工期だけ、1階が何か出てきた場合を見ているんですか。僕の聞いている限りでは、今、七、八割ぐらいが分かっている、その分が出てきていると。この分の金額だと。そこをやるんだとお聞きしていたんですけど、工期だけは1階の分も見ると。僕はそれがよく分かりません。僕は丁寧にやっていたらと思うから、また次1階、分からん部分を出せって、無理やからね、僕が思っているのは。それ出てきたら出てきますと思っているから、今の7割ぐらいの話なのかなと思っていたんです。それがなぜか工期だけは、ほかの部分も見ているとなったら、よく分からなくなっただけで。その場合、1階に何も出てこない場合は、工期も早くなるし、金額も安くなるんですか、決算のときは。となったら、2つの意見のつじつまが合わんでしょう。答弁を聞いて分からなくなっただけで。今分かっている部分だけの工期がこれなのかなと思っているんですけど、先ほど1階に何か出てきた場合とおっしゃったから。となると、それを答えていただいて、次に、この2か月2週間の修繕だけでこれが延びるんでしょ、この期間。これは何をするかは理解されているんですか。僕、そんなにもかかるのと単純に思っちゃったので。やったことがないから分からんですけども。

シリコンか何か特殊なやつを入れて、乾いてというのをずっとやり続ける。先ほど結構数が多かったから、それだけかかるのかなと思うんですけども。というのは、やっぱりこれは学校のことなので早くやろうと思っているのに、これ、工事は昼間だけですか。早くやるのだったら昼間だけじゃなくても思ったりもするんですけども、そこは置いておいて。これはほんまにそれだけマックスかかるのかなと思っちゃったんですけど、その辺をお願いできますか。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

もう一度丁寧に少し説明させていただきたいと思います。工期の延長につきまして、今、12月26日で設定させていただいていますのは、1階の部分の想定、今回解体もして、ある程度把握した部分、これらを全て完了するに当たって、その作業を見込んだ分になりますので、おっしゃっていただいたように、もし1階でこの後に想定外のものがあつた場合には、それに応じた工期がまた必要になってくるものと解釈はしております。

あと、どれだけの工期が何でかかるのかという部分があると思うんですけども、もちろん補修の工程が追加される部分がございます。もう1点は、その補修の工程が追加されたことによって、当初に組み上げていた工程に大きくずれが出てきております。今、建設業界の中では、なかなか作業員の方、それぞれのいろんな工種があるんですけども、その作業員の方を集めるのに大変苦労しておると。これは当現場だけではなくて、全国的な問題であるというふうに聞いておりますし、そういう情報も見させていただいております。そういったところで、一旦計画が狂ってしまうと、なかなかうまく次の作業を当て込んでいけないという部分で、今、全体工程の組み方に苦慮している部分があります。その中で一旦確保してもらって、十分に確認できるであろうという工程、工期が今の12月26日なんですけども、そこはまだまだ、ほかの現場もいろんな事象があると思うので、その中でどどんうちのほうに手を取れるんであれば取っていただきたいということで、どどん詰めて、できるだけ早い時期に学校の工事を終わらせていただきたいということを要望しているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら1階のまだ見ぬところはまだということですよ。もう1個聞きたいのは、まだ見ぬところを予想だけで工事はできへんわね。積算も何もへったくれも出されへんということでしょう、これ、多分出てきているのは。今分かるところだけをやらせてもらって、なかったらラッキーじゃないですけど、よかったね。ほんで出てきたら、それをやってからじゃないとできへん。ほんで今のお話やったら、工期、やっても次、段取りできへんから、空いちちゃたりするから、ちょっと長めに取らざるを得ないということよろしいですか。分かりました。

これで今の修繕をやられて、閉める前に誰がちゃんと見に行くんですか。また閉める前に見やんかったら、また同じ、ちゃんとやってへんがなみたいなことになったら、あほらしいので、その辺は閉める前に、修繕工事が終わって、ちゃんとシャッターもつきました、ひび

割れもちゃんと埋まっています、ちゃんと市側も確認しますというのは、やられる予定ですか。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。当然その補修をやった部分につきましては、我々市の職員も、また工事監理の業者も、一緒に立ち会って確認のほうをさせていただく予定をしております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、最後にお願いするのは、できるだけ早く安全にやっていただくのはもちろんやし、きっちりやっていただくのももちろんですし、こっちからお願いばかり業者にするのもあれなのかもわからないですけども、10月には本来できていたやつが2か月延びちゃうわけじゃないですか。基本的には誰も悪くないですよ。ただ、その辺に関しては努力という形でやっていただけたらと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 工期のことについてお聞きしたいんですけども、杉本委員の質問ともかぶるところがあるんですが、今、2階の部分、1階の部分も分かる範囲ではやったと。やったところ、分からないところでまた新たに出る可能性もあると。その場合も補正ということはあるだろうし、工期の変更、さらにはそういうこともあるんだろうというふうに認識しておいていいのかなどか、これをお聞きしたいんです。というのは、私はちょっと皆さんとは意見が違うところがありまして、というのは過去に、言葉は悪いですけど、ずさんな工事があったと思うんですよ。壁がへつられたりとか、はりが後から削られたりとか、鉄筋がむき出しとか、それも何か所もあるわけです。3,500万円近いお金をかけなあかんぐらいあったと。なぜ起きたかを私はずっと考えているんです。工事監理者もおったからぜひ聞いてくれと言ったのはそういうことなんですけれども、当時の行政の方も仕事に携わって、地元の中学校じゃないですか。地元の業者でしょう。普通考えられないわけですよ。やっぱり地元の業者やったら、いい学校を子どものためにつくろうと思うのは当たり前だし、ところが非常に大きな工事の中身が、はぐって分かったと。何で起きたかということ考えた場合、考えられるのは、やっぱり工期を無理して設定して、学校だから、突貫工事で強引にせざるを得なかったところがあって、受注者の旧當麻町の側も暗黙のうちでやった可能性もあると僕は思っているんです。工事関係者だけに責任があるわけじゃなくて。そういう可能性もあると僕は思っているんです。なぜかという、公共工事の品質確保の促進に関する法律ができたのは、無理な工期を強いることで、公共工事の品質が確保できてないと。だから十分な工期を取りなさいと。労働者も、今だったら土日休みを必ず取りなさいとかいろいろ制約が出てきている。だからあまり学校だからということで、分かりますよ、でもそれをあまり工期工期と言うと、また同じような無理なことになってしまうと、教訓が生かされないような気もするんです。まあ、分かりませんよ。どういうことでこういう結果になって、そういう工事が起きたかと

というのは、推定やから分からないんですけども、私は工期については、確かに学校だから2学期中に終えたいのは分かるんですけども、そこら辺は心配しているところなんです。

だから私の質問としては、追加の補正、あるいは工期の変更ということも、場合によってはあり得るのかなというふうに、それを見ておいたほうがいいかなというふうに僕は思っているんですけども、現実にはそういうことがあるのかどうか、これで終わりなのかどうか、そこら辺の見通しをお聞きします。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

ただいまの谷原副委員長のお問合せですが、今後、工期の延長、また費用の増額等が発生するかどうかというところだと思います。何度かお伝えさせていただいていますように、現実にはまだ1階部分で未確認の箇所が残っておるのは間違いありませんので、その箇所に何らかの症状が出てきて、一定の金額なり、それに対するまた作業に伴いまして工期の延長が必要になる場合には、お願いをさせていただこうと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私も過去、学校の関係で働いておりましたけれども、学校における工事は大変気を遣うわけです。なぜかという、授業をやっていますから。大きい音を立てられない。場合によっては、工事が土日だけになったりすることもあると。だから工期については、やはり余裕を持って私は見るべきではないかと思っております。これは私個人の意見ですけども、きちんとした工事をやっていく上で十分配慮していただきたいと思っております。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 1階の残りは何でめくれないんですか。それが今説明がなかったような。全部めくってからやったらええやんというのを今思ったんですけど、めくれへん理由があるから残しているんでしょう。そこだけ説明しといてもうたら。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

白鳳中学校の今回の工事に関しましては、仮設校舎を建てておりませんので、使用しながらというところなんです。1階のめくれない部分というのは、今現状使っておりますので、今後ほかの部屋が使える状態になったときには、そちらに一旦仮移りしていただいて、そこから工事をスタートさせるということで、現在めくれていないという状況でございます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

調査案件（1）就学前児童の保育と教育に関する事項についてでございます。

本件につきまして、6月定例会内で坂本委員のほうから、當麻小学校附属幼稚園についての一般質問がございました。それについて、これまで当委員会がずっと長年かけて検討してきて、話し合っ、なおかつ予算もつく議決に至って承認してきた内容と一部異なる質問を調べたということでした。それによって問題が発生しております。複数の委員のほうに、教育委員会のほうにもそうなんですけども、団体あるいは個人から、本当に小学校の附属幼稚園をなくすのかとかいうような質問をはじめとして、複数の確認がなされております。本来、一般質問については、これはご本人の調査した上での発言になりますので、この当委員会では取り上げるというのは筋違いなんですけども、ただ今回に至っては、市民住民の皆さんから、特に認定こども園を誘致するに当たって、そこで教育委員会のほうは従来から附属幼稚園をなくさないとはっきり明言されているにもかかわらず、こういう話が出てきて、それが本当かどうかという疑心暗鬼に陥っていらっしゃるようなところがあるので、これは当委員会としては確認をぜひともしておかないとという形で私は判断しましたので、今回調査案件の中で取り上げたいと思います。これはあくまでも理事者に対する確認だけになりますので、ご承知おきください。

まず、確認事項として3点ございます。

1点目、當麻小学校区内に新たに建設予定の民間の認定こども園ができた場合、當麻小学校附属幼稚園は市として存続させるという認識で間違いないのかどうか、これが1点目。

2点目、奈良県内の市で、公立幼稚園の通学区を設定している状況。これは理事者からの一般質問の答弁がございましたけども、異なる内容で分かれておりましたので、校区が現状のままでいいのかどうかということも踏まえて、ほかのところとはどうなのか、これが2点目。

3点目、附属幼稚園の園長を兼務している小学校長が激務であり、兼務をやめてほしい旨の発言をされております。これについて、実は当委員会の非公開の協議会でも、ご本人に確認したんですけども、はっきりしなかった。あるいは、あくまでもそれは非公開の場でしか確認してませんでしたので、教育委員会として調査をいただいておりますので、そこに対す

る正式な回答をお願いしたいと思います。

では、本件について理事者より説明願います。

西川学校教育課長。

そしたら順番に参りましょうか。まず1点目の當麻小学校区内に新たに建設予定の民間の認定こども園ができて、當麻小学校附属幼稚園は市として存続させるという認識でいいのかどうかについてお願いします。

西川学校教育課長 これにつきましては、さきの6月議会の一般質問での答弁のとおりとなっております。

奥本委員長 従来と認識が変わらないということですね。

西川学校教育課長 はい。

以上です。

奥本委員長 続きまして、2点目をお願いします。奈良県内の市で、公立幼稚園の通学校区を設定しているという状況が、教育委員会の答弁と異なっておりましたので、そのところの本当のところはいかがでしょうか。

西川学校教育課長 この点につきましても、さきの6月議会の一般質問の答弁のとおりであります。以上です。

奥本委員長 具体的にもう一度お願いできますか。

西川学校教育課長 答弁内容なんですけども、公立幼稚園で校区を設定している市については、葛城市を含め7つの市、奈良、天理、橿原、御所、生駒、香芝がございましてと答弁しておりますので、そのとおりでございます。

以上です。

奥本委員長 それでは最後3点目です。附属幼稚園の園長を兼務されている小学校長が、非常に激務であり、兼務をやめてほしいという旨の発言に対して、確認されたということです。それについて再度確認を求めます。

西川学校教育課長 この点についても、6月議会の一般質問で、教育長が聞いておりませんということで答弁しておりますので、そのとおりです。

以上です。

奥本委員長 ということは、教育委員会としては、従来どおりの説明で問題ない、ぶれてないということよろしいですか。当委員会も一応それで進めてまいりましたので、以後もそのままの同じ路線を進めていって大丈夫ということよろしいですか。

西川学校教育課長 はい、そのとおりです。

以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。以上、確認事項になりますけども、これについて委員のほうから何か確認というか、意見だけありましたら聞きますけども、いかがでしょうか。特になければ、このままあくまでも確認という場ですので、それ以上のことはやるつもりはございませんし。いいですか。確認ということで。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、この件については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは皆さん、慎重審議ありがとうございました。特にこの変更契約、これについては様々な課題がやっぱりこの中で浮かび上がってまいりました。今後、藤井本委員、西井委員のご指摘がありましたように、こういう変更が生じたときの取扱いという、他市の事例とかも参考にしながら、今以上にいい方法がないかというようなところを日々調べていって、研究する必要があるかなと思いますので、その辺りを引き続きまた研究のほうをよろしくお願いしておきます。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時07分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史